

国指定史跡

# 下里・青山板碑製作遺跡

保存活用計画 概要版

## 発見!! 板碑製作遺跡

関東地方に約5万基も残されている「板碑」。その石材がどこから切り出されどこで加工されたのかについては、長い間確定されていませんでした。小川町下里の割谷地区の露頭の周辺を研究者が丹念に調査したところ、板碑の形に整えられた石や、板碑を立てるときに根元を安定させるために差し込む台石の作りかけの破片などが見つかりました。小川町教育委員会では、このことを更に確かめるために、割谷地区の発掘調査を行ったところ、石を薄く剥ぎ取ろうとしてあけられたヤ穴がみつかりました。また、薄く切り出した石を板碑の形に整えるために、削ったり叩いたりしたときに出たと考えられる細かい石の屑が、山のように積もっている状況が確認され、この近くから、形が整えられただけでまだ完成していない板碑（板碑未成品）が発見されました。この発見により、板碑となる青石は小川町の下里・青山地区で切り出され、しかもここで板碑の形に整えられていたことが分かり、板碑製作遺跡であることが確認されたのです。

埼玉県比企郡小川町教育委員会



# 板碑ってなんだ？

板碑は、仏教信仰の高まりを受けて、鎌倉時代の13世紀初めから戦国時代の16世紀末にかけてつくられた石塔です。

九州から北海道まで全国各地に見られますが、関東地方に多い板碑は緑泥石片岩（青石）でつくられたものです。武蔵国中央部の埼玉県を中心に約5万基が確認されており、

「武蔵型板碑」と呼ばれています。

現在確認されている最古の板碑は埼玉県熊谷市にある嘉禄3年(1227)のもので、南北朝・室町時代に最も盛んとなり、17世紀には姿を消します。

板碑は日本の中世を代表する文化財で、歴史を物語る重要な資料なのです。



小川町で一番古い板碑

## 小川町の板碑

小川町には1,000基を超える板碑が確認されています。紀年銘がある一番古い板碑は、竹沢地区の木呂子太子堂にある建長年間(1249～56)のもので、その後天正8年(1580)までの330年にわたり町内全域で確認されています。





# 板碑のふるさと小川町

## 青石の里 ～「青石の文化」の原点～

緑泥石片岩は縄文時代の石器や古墳の石室、中世の板碑など古くから利用されていますが、近世以降も石碑や墓石、建築資材などとして利用されています。この地域には、青石を用いた石碑、土留、基礎、水路、階段などを数多く見ることができます。

下里・青山板碑製作遺跡を取り巻く地質や自然、人々の営みの歴史の中で形作られた景観も、「青石の文化」の原点というべき里山の文化的景観として、地域の特性と位置づけられます。

### 下里・青山板碑製作遺跡の特性

- ① 採掘から板碑形へ加工するまでの工程を知ることができる遺跡。
- ② 武蔵国における板碑生産の中心的な遺跡(群)。
- ③ 板碑に象徴される中世の精神文化を知る上で重要な遺跡。
- ④ 遺跡周辺の諸環境から緑泥石片岩(青石)と地域の関わりを知ることができる。



調査で出土した板碑未成品





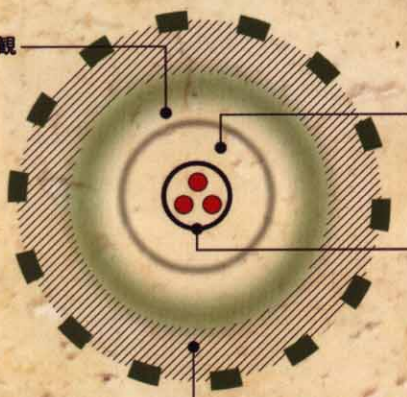
# 活用・整備の方向性

- ① 武蔵型板碑の生産地、「板碑のふるさと」としてイメージづける。
- ② 下里・青山板碑製作遺跡の全体像を捉え活用する。
- ③ 地域の歴史・文化を学ぶ場として、遺跡を活用する。
- ④ 下里・青山地区に残る「青石の文化」を保全・活用する。
- ⑤ 遺跡の保全を前提として質の高い観光資源として活用する



現地説明会

下里・青山地区の景観  
機川  
周辺の山々  
田園



- ・他の下里・青山板碑製作遺跡
- ・下里・青山地区に点在する青石の石造物
- ・関連する中世からの寺院跡
- ・地名等

史跡整備の範囲

「比企歴史の丘構想」エリア



これまでの調査・活用(普及啓発)事例

さらなる保存活用を図るため、遺跡の周知と公開、学校教育・生涯学習、地域での活用、広域的な連携による活用を目指します。そして、適切な保存管理・活用・整備を円滑に実施するため、必要に応じて公有地化を図り、保存・活用のための整備につなげます。

また、今後も継続的に調査研究を進め価値の把握に努め情報を発信するとともに、町民との協働による管理・運営体制を目指します。



## 国指定史跡下里・青山板碑製作遺跡保存活用計画 [概要版]

平成29年3月

編集・発行 小川町教育委員会 〒355-0392埼玉県比企郡小川町大字大塚55 電話0493-72-1221 FAX0493-72-7144



## 計画策定の目的

平成26年10月6日、板碑製作遺跡のうち下里地内の割谷、西坂下前A、内寒沢の3地区が「下里・青山板碑製作遺跡」として国の史跡に指定されました。

史跡は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、貴重な国民的財産です。そして、その価値が損なわれると二度と回復することができません。

この遺跡は、板碑の生産や流通はもちろん、板碑に

象徴される中世の精神文化や中世社会の様相を知る上でも極めて重要なものです。一方、遺跡の多くは山間部に所在し、日常的な管理、自然災害や盗掘等による破壊の危険性などの問題もあります。

遺跡を適切に保存し、その価値を確実に次世代に伝えられるよう、将来にわたる保存・管理・活用・整備の基本的な考え方を示す「保存活用計画」を策定しました。

### 保存活用のあるべき姿

- ① 板碑を通じて中世の信仰や社会の複合的な研究を推進する。
- ② 板碑を通じた研究の成果を社会に還元し発信する拠点とする。
- ③ 板碑によって地域を理解する歴史教育の場とする。
- ④ 地域の多様な文化財や自然と調和・共存する持続可能で未来につながる史跡を目指す。

## 計画の位置づけ

史跡は公共的な財産であり、史跡指定地のみならずそれを取り巻く土地や景観、環境も含めて、地域住民の基本資産・共同資産です。したがって、その保護と整備は、まちづくりの総合的な政策の中に位置づける必要があります。

小川町の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段等を総合的、体系的に示す小川町第5次総合振興計画、あるいは小川町第4次国土利用計画などの総合計画との関連性を考慮し、この計画を小川町の行政上の指針とします。

### ■ 小川町第5次総合振興計画

「伝統文化を継承し、文化財の保存・活用を図るとともに、多様な芸術・文化活動を支援します。」

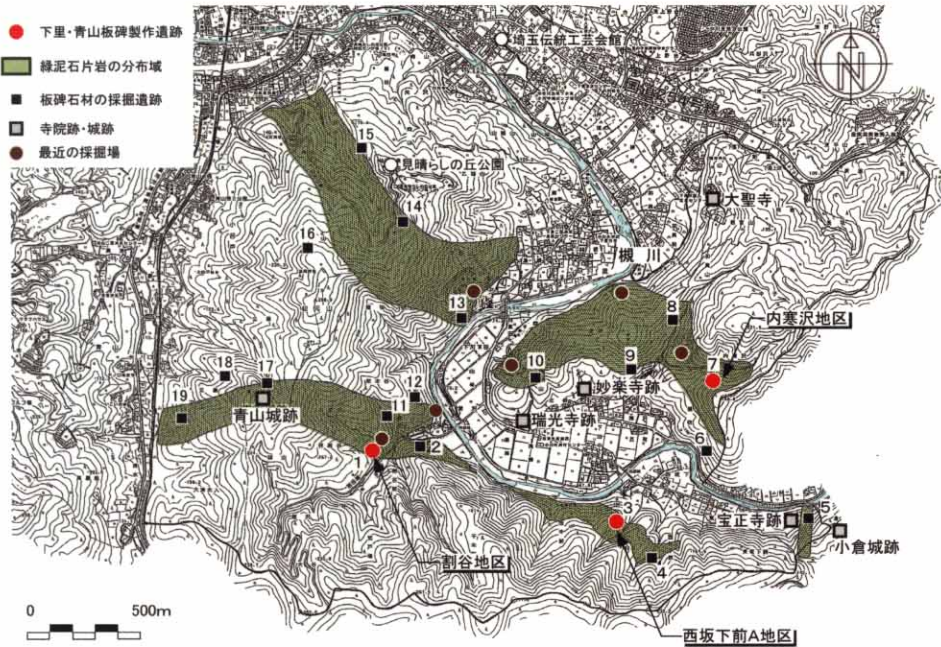
「国指定の下里・青山板碑製作遺跡の保存活用計画を策定し、その保存と活用に努めます。」

### ■ 小川町第4次国土利用計画

「仙元山をはじめとした山林や丘陵、槻川や兜川の河川等の自然環境、和紙のふるさととしての歴史的文化など観光資源として活用に努めます。さらに、『下里・青山板碑製作遺跡』の保存・活用を推進します。」



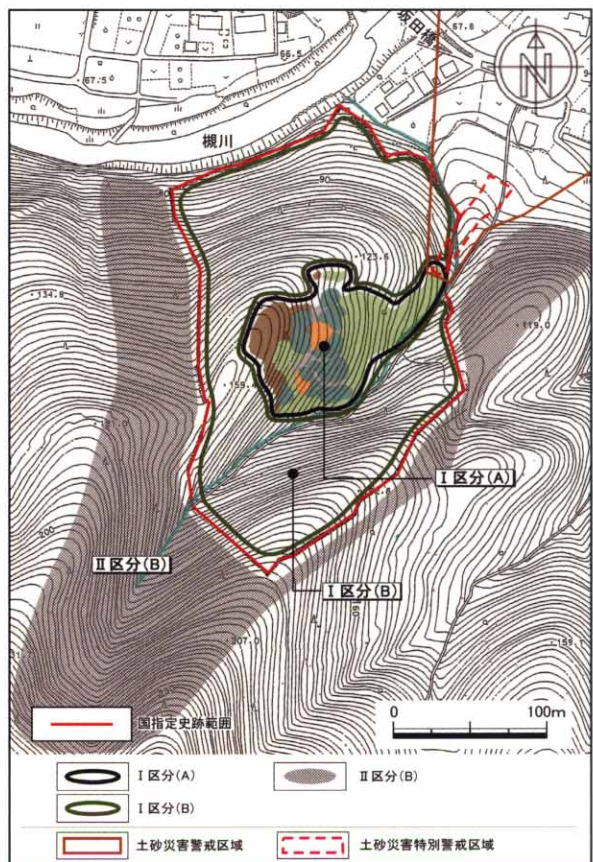
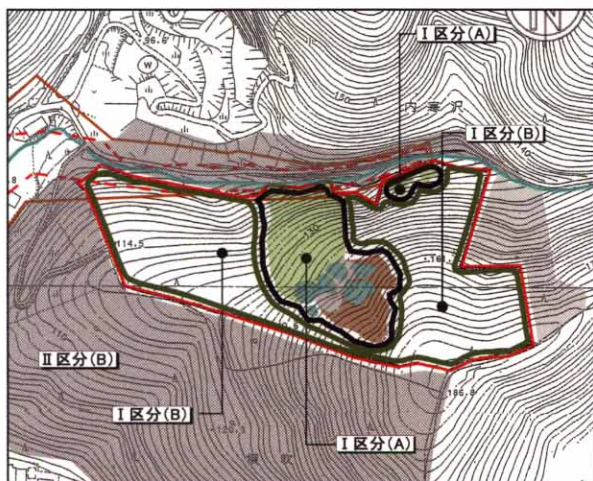
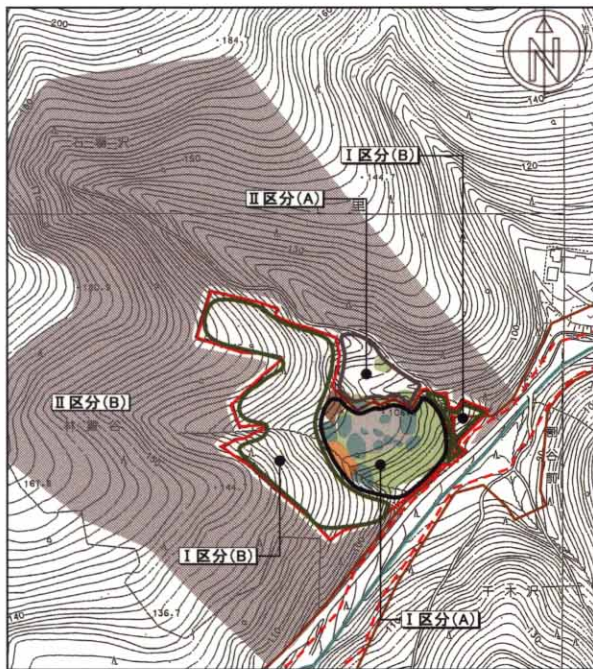
# 遺跡の概要



緑泥石片岩の露頭や、石材の採掘と板碑製作に伴う大量の不用石材（ズリ）によって形成された平場・斜面が見られ、場所によってはヤ穴など採石の痕跡を残す岩塊なども見られます。同様な遺跡が、下里・青山地区に19か所も確認されました。

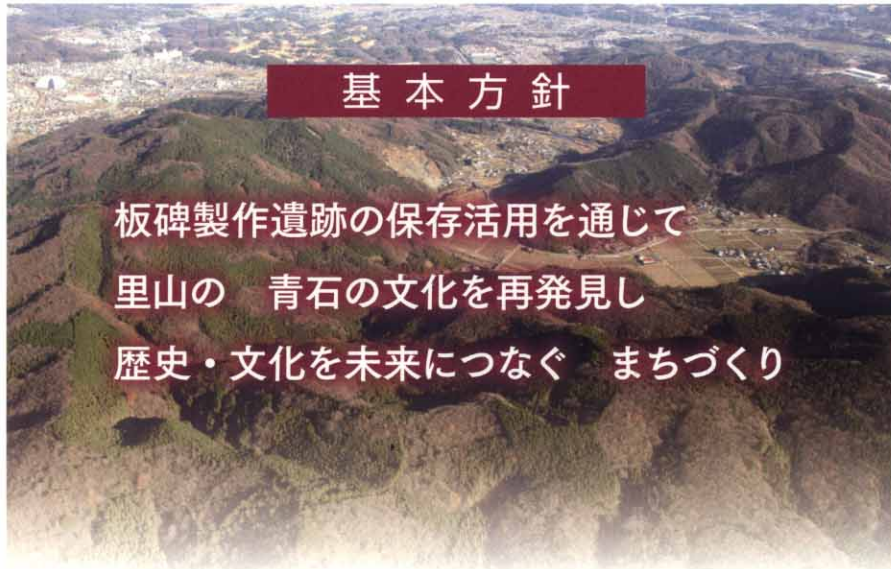
下里の割谷地区では試掘調査が行われ、ヤ穴が残る板石や、板碑形のケガキ線・溝状の彫り込みの残る石材、粗い面調整のための押し削り痕が残る石材等が確認され、板碑形に加工するまでの工程が明らかになりました。

板碑未成品の横幅は12～22cm 台の小型なものが多く、現存する板碑との比較から、14世紀中葉から15世紀後半の時期が想定されます。





## 保存活用に向けて



### 基本目標

- ① **武蔵型板碑の生産地として、その価値を保存するため、史跡の恒久的な保存を図る。**
  - 公有化を推進するとともに、適切な管理区分と手法により維持管理や復旧を図り、史跡の厳密な保存に努める。
- ② **史跡の価値や魅力をわかりやすく伝え、一般公開を進める。**
  - 史跡の価値や構成要素を明らかにして、要素に応じて確実な保存を図りながら、公開を推進するとともに、史跡の理解を助けるガイダンス施設等の整備を目指す。
- ③ **わが国における板碑の研究及び情報発信の拠点とし、継続的な調査・研究・教育を進める。**
  - 板碑に関する調査・研究を進め、関連する機関等との連携を図り、本町を板碑の研究と情報発信の拠点とする。また、史跡を活用した学習機会の充実を図り、史跡とそれを取り巻く地域の新しい価値の創造につなげる。
- ④ **青石と下里・青山地域の人々の暮らしが体感できる活用の仕組みを創る。**
  - 地域の青石文化や多様な文化財などを多角的に把握し史跡の理解につなげるとともに、既存の文化・レクリエーション施設と連携し、史跡の効果的な活用を図る。
- ⑤ **町民参加型による遺跡の保存活用の体制や仕組みを構築する。**
  - 現地説明会や展示会など史跡に触れる機会を増やすとともに、保存管理や活用に住民が参画できる場所や仕組みを構築する。



# 保存管理の区分と手法

遺跡	地区区分	保存管理の方針	主な保存管理手法
割谷・西坂下前A・内寒沢地区	I区分(A) 指定史跡範囲 遺構が存在	確実な遺構保存を行うとともに積極的な場の活用を図る。	<p>【維持管理】表出している本質的な価値を構成する要素の保存のため、樹木の適切な維持管理を行い、下草などが繁茂しないよう留意する。伐採跡地などには適切な下草管理を行う。また、破損防止や危険防止のための立入対策を行う。</p> <p>【復旧】開口しているトレンチの埋め戻しなどにより確実な保存を図る。踏み分け道や、ここに集中する雨水の対策を行う。</p> <p>【改良】本格的な保存整備が進行するまで、遺構保存に配慮した見学路や解説板などの簡易整備を進める。勾配がきつい箇所などは必要に応じて土留などを設置する。</p>
	I区分(B) 指定史跡範囲 遺構と一体となった地形	適切な地形保存を行うため、スギやヒノキ植林の維持管理に努め、現況の保全を図る。	<p>【維持管理】雨水対策や景観形成に配慮しながら、遺構などと一体となった地形保存のため、樹木等の計画的な維持管理を行う。</p> <p>【改良】本格的な保存整備が進行するまで、景観保全に配慮した見学路や解説板などの簡易整備を進める。</p>
	II区分(A) 指定史跡範囲外 遺構が存在	土地所有者や関係機関と協議して確実な遺構保存を図る。	【維持管理】協議等により、遺構保存とともに、史跡と一体となった景観形成が図れるように維持管理を行う。
	II区分(B) 指定範囲外 遺構と一体となった地形	一帯の景観保全への働きかけを行う。	【維持管理】土地所有者等の理解と協力を得て、史跡と一体となった景観形成を図る。
土石流警戒区域と重なる範囲	関係機関と緊密に連携し、史跡の保存と景観の維持を進める。	上記各区分による。	
周辺環境		<ul style="list-style-type: none"> <li>●未指定の下里・青石板碑製作遺跡は埋蔵文化財包蔵地として保護し、今後の調査に応じて史跡指定を図る。</li> <li>●中世の寺院跡等は、今後の調査に応じて埋蔵文化財包蔵地として保護措置を図る。</li> <li>●小倉城跡・青山城跡は指定史跡として保存管理を行う。</li> <li>●緑泥石片岩を用いた板碑・石碑・墓石、石積水路・護岸などの土木構造物は、住民との価値観や保護意識の共有を図り維持管理に努め、改修・新設の際には関係機関等と協議を行い、景観を保全し青石の文化を現代に活かすことができるよう努める。</li> </ul>	

## 現状変更の取扱基準

史跡を良好な状態で将来にわたり保存・継承するため、史跡の価値に悪影響を及ぼす現状変更等は、日常的な維持管理の行為等を除いて原則として認められません。また、現状変更等を行なおうとする場合は、文化庁長官の許可(国の機関等が行う場合は同意)が必要となります。

地区区分	区分ごとの取扱方針	現状変更の内容					
		建築物の新築	工作物・構造物	道路	地形変状	木竹伐採	発掘調査
I区分(A)	原則として保存活用に係るもの以外の現状変更は認めない。	×	<b>管理・公開活用、防災上必要な施設・設備(民間・個人によるものを除く)</b> ○ 史跡内における必要性を考慮し、遺構に影響を及ぼさず、風致や景観に配慮する場合。	<b>新設・舗装・拡幅</b> × (現況の森林における施業に伴う場合、史跡内における必要性を考慮し、遺構に影響を及ぼさず、風致や景観を阻害しない最小限の範囲については、関係機関と協議のうえ認める。)	× (保存活用上必要で史跡の本質的な価値の保全に影響を及ぼさない場合は認める。)	<b>伐採</b> ○ 樹木が遺構などに悪影響を及ぼす場合や維持管理上必要性が高い場合。  <b>抜根</b> × (保存活用上必要と認められる場合は認める。)  <b>植栽</b> ○ 保存活用上必要で遺構に影響を及ぼさず、風致や景観に影響を与えない場合。  ※森林施業に伴う伐採・更新は、史跡の価値を構成する要素として適切かどうか個別に検討し、関係機関との協議を経て判断する。	○ その目的を明確にした上で、適切な範囲・方法・内容で行う場合。
II区分(A)							
II区分(B)							地権者や管理者の理解と協力を得て、適正な維持管理による景観保全を図る。